

# 平成29年度 入構・駐車許可証交付申請（4月申請）

【3月までに平成29年度申請をした者は不要】

平成29年度の入構駐車許可申請について、下記のとおり実施します。

## 記

### 1. 申請資格

保護者または保証人の承諾を得、任意保険に加入し、次の(1)～(3)のうち、いずれかに該当する学生(大学院生等含む)で、**構内交通ルールを順守できる者**。

(1) **自動車運転免許証取得後1年以上(※)経過した者で、次の地域以外に居住している自宅通学者。**

(ア) 大学から半径2km以内の地域。

(イ) 福島市内で東北自動車道と阿武隈川の間地域及び渡利地区、松川町。

(ウ) JR東北本線及び福島交通飯坂線又は阿武隈急行の各駅から半径2km以内の地域。

※年度内に免許取得1年を経過する者で、経過後からの許可を希望する場合も今回申請を行ってください。

(2) **身体的理由及び特別の事由のある者。**

※申請書裏面「理由書」を必ず記入。→「4. 提出書類」参照

(3) **現代教養コース生・大学院生で特に必要とする者。**

※申請書裏面「理由書」に具体的に記入。(記入が無い場合認めない)

(特に必要とする場合の例)

有職者で、自動車による通学でなければ、勤務上支障を来たす場合。→「4. 提出書類」参照

### 2. 申請書の配布【4月4日(火)～4月13日(木)】

(1) 学生課前掲示板

(2) 福島大学ホームページからダウンロード

([http://gakusei.adb.fukushima-u.ac.jp/c\\_support-06.html](http://gakusei.adb.fukushima-u.ac.jp/c_support-06.html))

### 3. 申請期間【4月7日(金)～4月14日(金) 9時～17時】受付先: 学生課

※書類に不備のあるもの、「1. 申請資格」に該当しないものは受け付けません。

(書類受け付け後、申請資格に該当しないことが確認された場合は、受け付けを取り消すことがあります。)

※**現代教養コース生及び大学院生のみ**以下の時間も受け付けます。

4月7(金)～4月13日(木)の17時～19時 (4月14日(金)は17時まで)

※S棟2階事務室(教務課、就職支援課)で申請受付はしません。

※**やむを得ない理由で申請期間内に提出できない(窓口に来られない)場合は、事前に学生課へご相談願います。事前相談のない申請期間後の提出は受け付けできません。**

### 4. 提出書類

(1) 入構・駐車許可証交付申請書

(2) 免許証の写し

(3) 任意保険証の写し(保険会社、契約期間[当該年度を含むもの]、契約者、契約車両、保険の適用範囲、補償額が明確にわかるもの)

(4) 入構・駐車許可証交付申請書「1. 申請資格」(2)(3)該当者については、「理由書」の内容を証明できる資料のコピー(例:勤務先記載の名刺 等)

## 5. 仮入構許可証・仮入構カードの交付

入構許可者の許可証及び入構カードの作成・交付に時間を要しますので、必要な学生には入構申請時に学生課で仮入構許可証及び仮入構カードを交付します。

※前年から継続申請の者は手持ちの入構許可証・入構カードを使用できます。

## 6. 許可者の発表【4月27日(木)頃を予定】

(1) 学生課前掲示板

(2) ライブキャンパス(※許可者へはライブキャンパスに登録してあるメールアドレスにメールを送信します。重要な情報ですので、必ず受信・内容確認して対応してください)

## 7. 駐車場にかかる費用について《重要》(継続申請者は除く)

本学の駐車場管理は外部委託です。

入構許可となった場合、許可証に加え入構カードが必要になります。

入構カード発行には**一時金(2,808円)と銀行振込手数料**がかかりますので、予め御了承のうえ申請してください。

## 8. 許可証の交付

**【日時:5月23日(火)12時~12時50分 場所:M1教室(予定)】**

※注意事項の説明を行ったうえで、許可証を交付します。

※当日**受取れない場合は、翌日以降学生課で交付します。**

## 9. その他注意事項等 **※必ず確認のこと**

(1) 申請期間・交付期間は必ず確認してください。

(2) 駐車場収容能力の関係上、**申請資格を満たしていても許可になるとは限りません。**

(3) **平成28年度入構・駐車許可証の有効期限は、許可証に表示された期間まで有効です。**引き続き入構・駐車許可証を希望する場合は、再度申請が必要になります。

ただし、駐車場収容能力の関係上、**継続申請であっても、必ずしも許可になるとは限りません。**

(4) 構内交通ルールを順守できない場合、許可を取消し、以後の申請を認めません。

お問い合わせ先

学生課(課外活動支援担当:024-548-8054)